

# 雄武町新型コロナウイルス感染症対策 経営支援事業補助金の実施

## 補助金額 20 万円（申請期間は 6 月 30 日(火)まで）

雄武町では新型コロナウイルスの感染拡大に影響を受けて、売上が減少している町内事業者の経営支援をするため補助を行います。

### 対象事業主

次の要件のいずれにも該当する事業主

- ① 町内で営利を目的とした別表に定める事業を営む事業所および個人事業主
- ② 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和 2 年 2 月から令和 2 年 4 月までのうち、いずれかの月で前年同月と比較して売上が減少している者
- ③ 町税等に滞納がないこと

事業分類	対象業種
小売業 ※コンビニエンスストアおよび各協同組合によって運営されているものを除く	各種食料品、金物小売業、医薬品・化粧品小売業、燃料小売業、呉服・服地・寝具小売業、靴小売業、家庭用電気機械器具小売業、花・植木小売業、書籍・文房具小売業、スポーツ用品・がん具・娯楽用品小売業、自動車部分品小売業
旅客運送業	貸切バス業、ハイヤー業
宿泊業 ※指定管理事業者を除く	旅館業
飲食店業	食堂、居酒屋、スナック、その他飲食店業
サービス業	洗濯業、理容業、美容業、写真業
学習支援業	学習塾業
療術業	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所

### 補助金額

20 万円

### 申請方法（6 月 30 日(火)締切）

次の書類をご用意のうえ、6 月 30 日(火)までに役場産業振興課商工観光係（本庁舎 2 階）まで提出してください。

- ① 雄武町新型コロナウイルス感染症対策経営支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）
- ② 対象月および前年同月の売上台帳等、売上が減少した証明となる諸帳簿の写し
- ③ 納付状況確認

### 提出先および問い合わせ

〒 098-1792  
紋別郡雄武町字雄武 700 番地  
雄武町役場 産業振興課 商工観光係 ☎ 84-2121

# 10 万円の 特別定額給付金

## （申請期間は 8 月 12 日(水)まで）

### 特別定額給付金について

新型コロナウイルスによる感染症拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金事業を実施しています。

### 給付対象者および受給権者

給付対象者は、令和 2 年 4 月 27 日の時点で、雄武町の住民基本台帳に記録されている人です。  
受給権者は、給付対象者の属する世帯の世帯主です。  
※特別な場合を除き、世帯主以外の方が申請・受給することはできません。

### 給付額

給付対象者 1 人につき 10 万円

### 申請方法（8 月 12 日(水)締切）

給付金の受け取りには、申請が必要です。（申請書は、5 月中旬に発送しています）  
申請は、感染症拡大防止の観点から原則「郵送申請」または「オンライン申請」としています。  
窓口での申請は、郵送またはオンラインでの申請が困難な人に限ります。なお、窓口にお越しの際には、感染症拡大防止のためマスクの着用をお願いします。  
申請締切日は 8 月 12 日(水)です。

#### ● 郵送申請

申請書に必要事項を記入し、本人確認書類（運転免許証や健康保険証などの写し）と振込先口座がわかる書類（通帳やキャッシュカードの写し）を添付し、同封の返信用封筒で郵送してください。  
なお、添付が必要な本人確認書類は世帯主の分のみで、他の世帯員の分は必要ありません。

#### ● オンライン申請

マイナンバーカードをお持ちの世帯主の方は、マイナポータル（<https://myna.go.jp/>）からオンラインで申請することができます。  
詳しくはマイナポータルをご覧ください。

### 受給方法

世帯ごとに世帯主の金融機関口座への振込となります。  
※特別な場合を除き、現金給付はありません。

問雄武町特別定額給付金室  
☎ 84-2023